

船舶インシデント調査報告書

令和4年1月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年5月3日 06時00分ごろ
発生場所	広島県廿日市市地御前漁港東南東方沖 地御前港西防波堤灯台から真方位103° 1.2海里付近 （概位 北緯34° 20.0′ 東経132° 20.8′）
インシデントの概要	プレジャーボートめだか号は、航行中、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年5月17日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート めだか号、1.1トン 290-25861広島、個人所有 ガソリン機関、船外機、出力36.78kW、昭和59年9月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 3 海象：波高 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者4人を乗せて航行中、船外機が突然停止して始動できなくなり、運航不能となった。 本船は、船長が118番通報で海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視艇にえい航されて帰港した。 本船は、本インシデント後、機関整備業者の点検により、船外機のピストンが割損した状態であったことが判明した。 船外機は、本インシデントの約1か月前に船長により整備が行われていたが、整備内容が不明であった。
分析	本船は、航行中、船外機のピストンが割損し、船外機が停止して始動できなくなり、運航不能となったものと推定されるが、船長から情報が得られなかったため、本インシデントの約1か月前に行われた船長による整備内容が不明であり、船外機のピストンが割損に至った状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、航行中、船外機のピストンが割損し、船外機が停止して始動できなくなったことにより発生したものと推定される。